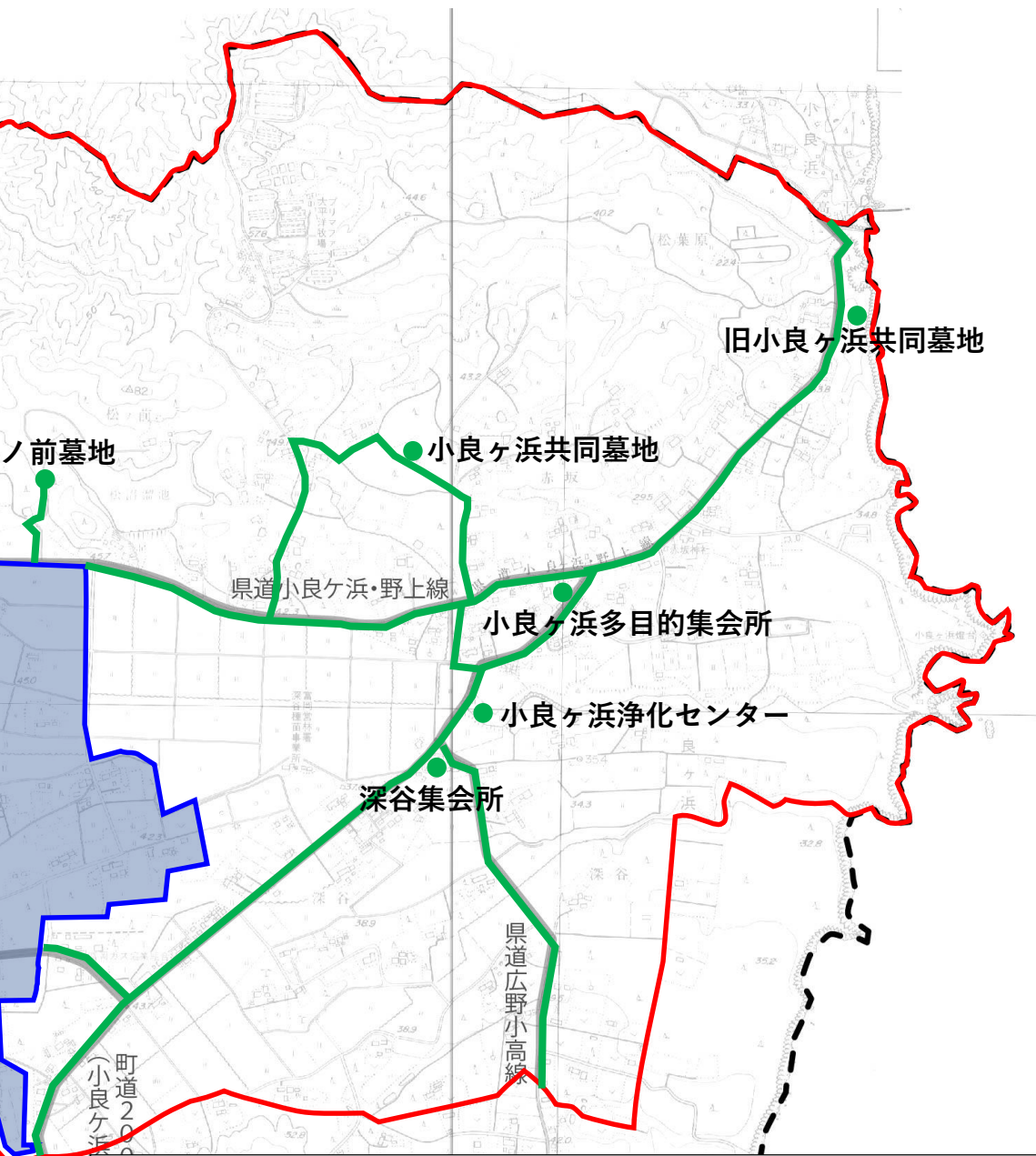


特定復興再生拠点区域（点・線拠点）の避難指示解除による
バリケードの撤去・設置 について

－ 設置に関する意向調査・お知らせの方法 －

特定復興再生拠点区域 点拠点・線拠点について



●現在

- ・外縁除染を実施中



●点拠点及び線拠点の避難指示解除がなされると

- ・点拠点及び線拠点の自由な立入り（通行）が可能となる。
- ・放射線防護の観点から、避難指示継続中の箇所にバリアードなどの物理的防護措置が必要（現バリアードの撤去及び新バリアードの設置）となる。
- ・バリアードの撤去及び設置に伴い一時立入の方法が変更となる。

※特定帰還居住区域制度

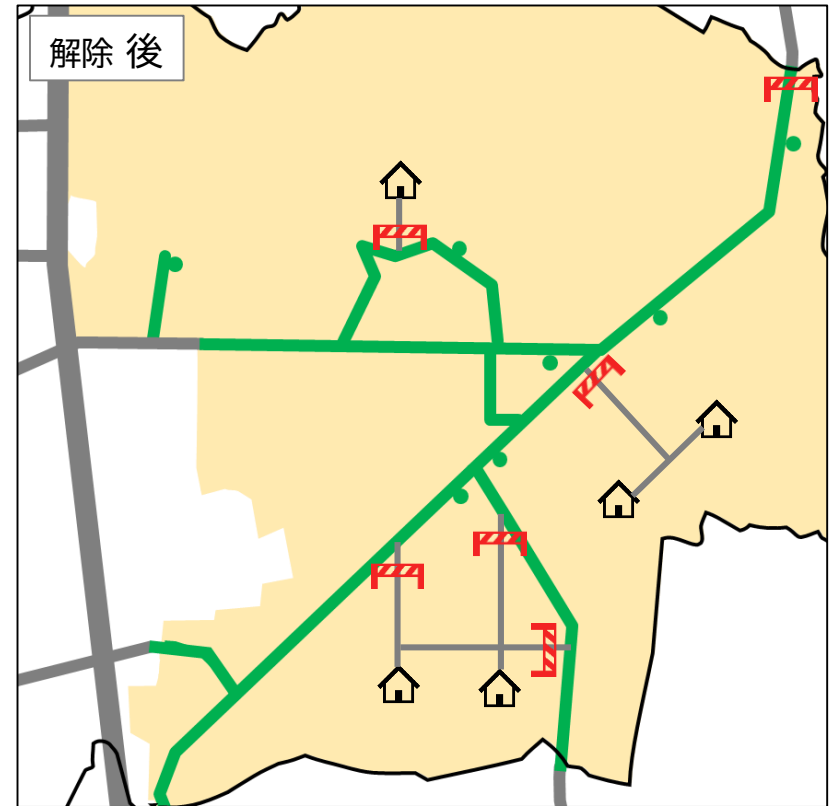
- ・特定帰還居住区域制度の創設を含む改正福島復興再生特別措置法が、本年6月9日に公布・施行
- ・国の福島復興再生基本方針の改定を踏まえ、県が福島復興再生計画の改定手続き中
- ・改定後、町は「富岡町特定帰還居住区域復興再生計画」の本格的作成に着手
- ・現在、町は、帰還意向調査に基づく帰還希望者の生活圏範囲を1件ずつ確認中（計画作成に向けた準備中）
- ・早期の当該区域避難指示解除に向け、国による本計画認定後の遅滞ない除染開始を要望中

特定復興再生拠点区域復興再生計画の期間

国の認定のあった日～2023（令和5年）11月30日

バリケードの撤去・設置について

《バリケードの設置箇所・一時立入 解除 前・後比較》



- 帰還困難区域**全体**の立入規制
・解除済み区域・大熊町境にバリケード

- 通行証 **必要**
- 有人ゲートから立入り

- **点・線拠点以外**への立入規制
・道路沿線のお宅入口・脇道などにバリケード

既設の線拠点上のバリケードは撤去

- 通行証 **必要** <変更なし>
- 線拠点沿線の**新設バリケード**から立入り
・国が立入りの都度開閉

バリケードの撤去・設置について

《バリケードの設置 意向調査・お知らせ》

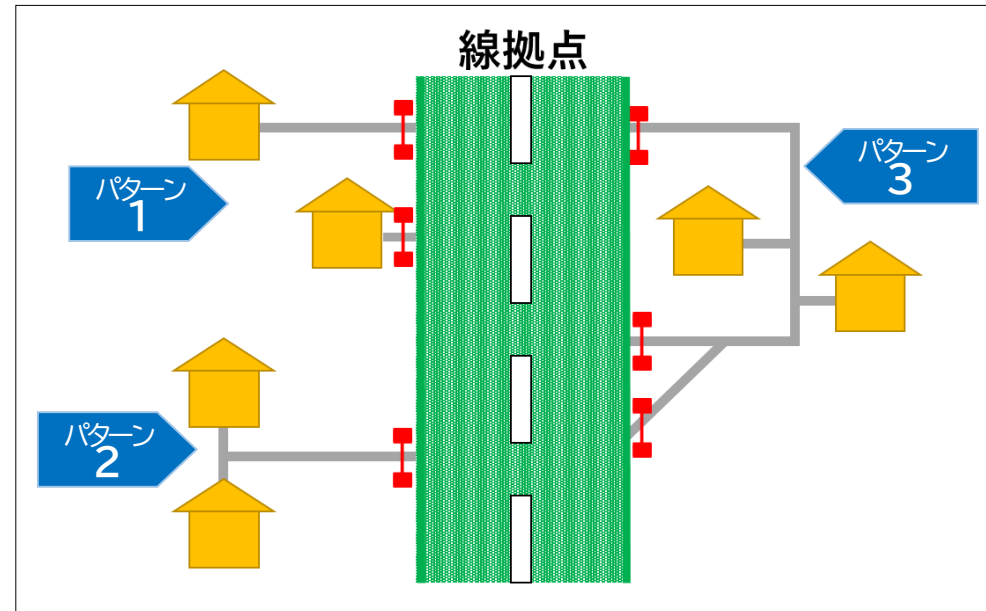
1.調査・お知らせの趣旨

- ・ 点・線拠点の避難指示解除後の一時立入方法を周知
- ・ 円滑な一時立入実施

2.対象者の分類とお知らせ方法

- ・ 送付対象 約260件
(230世帯 + 事業者30者)
- ・ 調査予定 意見交換会後に実施

▼ 分類方法のイメージ



▼ バリケードの種類



A型



A型鍵付き



蛇腹式

パターン1

バリケード1箇所 1世帯

✓ 希望のバリケードを確認

パターン2

バリケード1箇所 複数世帯

✓ 設置場所のお知らせ

パターン3

複数ルート

✓ 立入りルートの確認

バリケードの撤去・設置について

《意向調査・お知らせ イメージ》

お知らせ

富岡町
原子力災害現地対策本部

説明資料

点線拠点解除概要
一時立入方法



パターン
1

調査票

・バリケード種類

- ・希望するバリケードを確認

パターン
2

お知らせ

・バリケード位置図

- ・住宅地図上にバリケードの位置を示してお知らせ

パターン
3

調査票

・立入ルート

- ・住宅地図上に希望する通り道を図示いただく